

第3回新型コロナウイルス感染症 対策本部会議

日時：令和2年2月28日（金） 午後4時～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）

※各総合事務所等とテレビ会議を接続

出席：知事、副知事、統轄監、

交流人口拡大本部、危機管理局、総務部、地域づくり推進部、

福祉保健部、子育て・人財局、商工労働部、

教育委員会、病院局、

東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、

日野振興センター、東京本部、関西本部

アドバイザー（鳥取大学景山教授）

※各市町村、消防局には衛星配信を実施

会議内容

- 1 政府の学校休業要請への対応について
- 2 社会福祉施設等における施設内発生期の対応変更について
- 3 その他各部局の現在の対応状況
- 4 その他

1 政府の学校休業要請への対応について

政府の学校休業要請への対応

○県立学校は、原則3月2日から臨時休業とする。

ただし、児童生徒の居場所確保等のための準備期間として、3月2日から3月4日の間は登校できることとする。

特別支援学校においては、児童生徒や学校の状況に応じて、市町村と連携しながら個別に柔軟に対応する。

○高校入試は、予定通り実施する。 一般(3/5,6)、追試験(3/11)、再募集・特別措置入試(3/25)

○県立学校の卒業式は、簡素化し、マスクの着用、消毒液の設置などの万全の措置を講じた上で実施する。

[卒業式日程]

- ・県立高校:19校が3/2に実施予定。5校は3/1に実施予定。
- ・県立特別支援学校:3/4～3/13に実施予定。
- ・公立中学校:3/10、3/12に実施予定
- ・公立小学校:3/17～3/19に実施予定

○市町村教育委員会にも同様の対応を要請する。

[市町村教育委員会への配慮・依頼事項]

- ①家庭学習への配慮のため、プリントやICTを活用するなど、子ども達の学習に向けた工夫を行う。
- ②感染予防対策を含む、子ども達の家庭での過ごし方に関する留意事項についてまとめたチラシを配布する。
- ③必要に応じて、人数を制限した登校日を設けるなど、子ども達の状況把握に努める。
- ④子ども達の居場所確保に向けて、放課後児童クラブとして学校を開放するなど、教員の協力を得ながら居場所の確保に努める。

子育て・人財局の対応

<全国小中学校一斉休校要請に係る対応>

➤ 放課後児童クラブ

公立小学校の休校期間中、仕事を休めない保護者に対する配慮を市町村に要請(国も長期休暇期間中と同様の開所を要請)

【各市町村の状況】

どの市町村も対応は検討中であるが、概ね開所の方向で検討中。

⇒指導員の確保や運営費等、開所に係る課題については、市町村の要望を踏まえて対応を検討する

➤ 私立中学校・高等学校

自宅でのタブレット学習等のICTを活用した取組も含めて、公立学校の対応を参考に判断いただくよう、依頼する。

➤ 保育所・幼稚園・認定こども園

県内発生していない現状であることから通常通り開設

患者発生時の休園に係る国の通知を受け、保育所休園基準を策定
(原則として14日間の休園)

子育て・人財局の対応

項目	現時点での対応及び対策内容	今後の状況に備えた対応
保育所、幼稚園、認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 国の通知を踏まえて、通常どおり開所する 休園基準を策定し、市町村等に通知した 	<ul style="list-style-type: none"> 休園の増加に備え企業等に対し、園児の保護者の在宅勤務の取扱いについて、配慮するよう県として呼びかけ
私立中学校・高等学校、専修・各種学校	<ul style="list-style-type: none"> 休校については、県教育委員会の取り扱いを参考に対応を検討いただくこととし、情報提供を行う 新型コロナウイルスに感染または疑いの受験者について、選考における配慮を各私学に対し要請 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校に対し、児童生徒への不要不急の外出を控える等の感染拡大を防止する措置について協力を要請 各学校に対し、保健所が行う疫学調査に協力するよう、要請
高等教育機関	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスに感染または疑いの受験者について、選考における配慮を各機関に対し要請 	<ul style="list-style-type: none"> 各機関に対し、感染または疑いの学生が発生した場合の報告を徹底するとともに、保健所が行う疫学調査に協力するよう、要請
各施設共通(入所施設を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 各施設において、手洗い、マスク等の予防対策の更なる徹底 ホームページやメールマガジン、所管施設でのポスター掲示等による予防措置の周知 	

※所管施設 ……児童福祉施設(保育所、児童養護施設、児童厚生施設等)、届出保育施設等、私立学校(幼稚園、中学校、高校、専修・各種学校)

※高等教育機関……大学、短期大学、高等専門学校

商工労働部の対応

<商工労働部対応(2月28日)>

● 学校等の休校の状況をふまえて企業等に対して保護者の休暇取得への配慮を要請

- 時差出勤・テレワークや休暇制度等の整備に活用できる県制度の周知
(社会保険労務士等専門家派遣、成長応援補助金等の活用)

※社会保険労務士等専門家派遣は新型コロナウイルス対応に限り募集期間を3月上旬まで延長して対応。
※商工団体、鳥取労働局、労働相談所「みなくる」等と連携して、休みやすい職場環境づくり等の相談について対応中。

- 今後検討・実施される国の支援や対応について情報収集
- さらなる企業等への情報提供及び企業への影響の情報収集

<既対応状況>

● 【2月25日実施】企業等への対応要請・情報提供

- **休暇取得しやすい環境整備** →テレワーク、在宅勤務、テレビ会議等の取り組みの推奨
- **職場・従業員に対する感染防止策、感染時の適切な対応** →特に、発熱等の風邪症状がみられる社員等の休暇取得推奨(休暇制度等の休みやすい環境整備)
- **イベント開催の必要性の検討、県内での発生及び感染拡大に備えたBCPの周知・検討** 等

- 【2月14日実施】 **新型コロナウイルス対策のための資金繰り支援**(低利率・保証料無料の融資制度の創設) **等の実施**

病院局(中央病院、厚生病院)の対応

項目	内容等	備考
患者受入体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 外来診察室(陰圧)への動線(一般の方と別の動線)の確保 ② 患者受入訓練、防護服着脱訓練及び感染症の専門家による職員研修の実施 ③ 職員の感染対策の徹底 ④ 患者に対して通常の間診に加えて渡航歴や、肺炎症状を有する患者との接触状況等を確認 	
措置入院の準備	<ul style="list-style-type: none"> ① 患者(疑い含む)感染症病床へ受入準備 ② 合併症がある場合は、HCU、EC等の陰圧室を利用 ③ 県内患者が増大する場合に備え、関係機関と連携しながら一部病棟の転用などの準備 	
外国人患者に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ① タブレットによる遠隔通訳(感染防止策を施した状態での動作確認等を実施) ② ポケットクや翻訳アプリによる通訳 ③ 中国語による問診票を1月24日から運用 	
小中学校臨時休業の影響	<ul style="list-style-type: none"> ① 現在調査途中だが、影響を受ける職員は多くない見込み。 ② 影響があるとすれば日勤者が勤務する外来の新規患者の受入などか。 	
感染防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ① 一部の例外を除いて、面会禁止とする。 ② ①の措置についての周知を行う。 	
講演会等の実施又は参加	<ul style="list-style-type: none"> ① 県立病院が開催主体の講演会は中止・延期。 ② 外部の講演会等に参加する場合は、内容、感染防止の確保策が確実にとれるか等の観点から総合的に判断する。 	

総務部の対応（臨時休校に伴う職員の対応）

○職員が子の面倒をみるために自宅に居る必要がある場合には、**「在宅勤務」**を可能とする。**※非常勤職員等も対象**

【在宅勤務の要件】

- ①臨時休校中に子の預け先を見つけることが難しい。
- ②職員以外の者で自宅において子の面倒を見る者がいない。

【服務・給与の扱い】

在宅勤務は「勤務」であるため、給与の減額は行わない。（非常勤職員等も同じ。）

【その他留意事項】

所属長は適宜、臨時休校に伴う職員の勤務への影響を把握し、上記要件に該当する場合には、職員と相談のうえ、柔軟に在宅勤務の対応をとるよう配慮する。

○「鳥取県庁BCPに準じた対応」の実施

県庁の人的資源の最適配分を図るため、在宅勤務職員等が多数発生した場合には、鳥取県庁業務継続計画（鳥取県庁BCP）に準じた対応を行うこととし、業務実施の基本方針に則して各所属において業務を選定するとともに、段階に応じた対応を行う。

【業務実施の基本方針】

県民生活や県民経済に及ぼす影響を考慮の上、優先度の低い不要不急の業務を休止又は延期

【段階に応じた対応】

1. 在宅勤務等により出勤不能となった職員の業務（以下「出勤不能職員業務」）について、事務分担の見直し等により、各所属内の出勤職員で対応
2. 所属内での対応が困難になった場合は、出勤不能職員業務について、部局内で職員配置調整を行うとともに、必要に応じて総務部が他部局からの応援態勢を構築

総務部の対応

<参考> 職員に対するこれまでの対応状況

(2月19日各部局通知)

(在宅勤務)

妊娠中の職員や基礎疾患のある職員など、感染すると重症化する可能性のある職員については、職場と相談のうえ、在宅勤務ができることとした。(感染による重症化を防ぎ、職員の不安を解消することが目的)

(感染が疑われる職員の自宅待機)

感染者と濃厚接触をするなど感染が疑われる職員については自宅待機とし、相談センターに連絡するよう周知した。(感染の蔓延を防ぐ目的)

(時差出勤)

既存の時差出勤制度により対応可能。(従来は該当日の前々週末までの申請が必要なところ、コロナウイルスによる時差出勤は前日までの申請で可とした。)

(その他、職員に周知していること)

- ・職員に発熱等の症状がある場合は、出勤せず、まずは休養をとること。
- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上(妊婦や基礎疾患を有する者は2日以上)続いたり、強いだるさや息苦しさがあったりする場合は、速やかに発熱・帰国者・接触者相談センターに相談すること。

2 社会福祉施設等における施設内発生期の対応変更について

福祉保健部の対応

〔医療機関への対応〕

小中学校、特別支援学校が休校となっても、各医療機関には、極力、医療従事者の確保をお願いします。一方、医療機関が医療従事者の確保にお困りの場合は福祉保健部にご相談いただくよう通知予定。

〔社会福祉施設への対応〕

＜感染予防対策＞

県内の高齢者施設、障がい者施設に対して以下の内容を周知徹底。

(持ち込まない 持ち出さない 拡げない)

○施設に入る際のアルコール消毒(職員、来訪者) ○マスク着用、手洗い、うがい

○流水による手洗いの徹底 ○職員によるケアの前後の指先の消毒、マスク・エプロン等の着用

※新規入所者、面会者、ボランティア等についても、これらに留意。

＜施設利用者に係る対応＞

○高齢の方、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患)を抱える方など不安に思われる方については「帰国者・接触者相談センター」に連絡いただくよう促す。

○通所施設については、利用者の発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

※通所者が感染した場合、その施設は14日間の休所を原則とする。

＜施設の職員に係る対応＞

○発熱の症状が認められる場合には出勤を行わないこと等を徹底。

※職員が感染した場合、施設の休所については感染経路や勤務状況等を調査の上、判断

3 その他各部署の現在の対応状況

スポーツクラブ等への感染防止啓発

県外スポーツクラブ利用者の感染拡大の事例に鑑み、本県内のスポーツクラブ等へ感染防止の徹底を行う。

1 対象

県内のスポーツクラブ等（施設数は、現在調査中）

2 感染防止のポイント

- ・ 器具等を利用した後は、手洗いを行うことを徹底
- ・ 体調不良の確認と施設利用のお断り
- ・ 施設内各所にアルコール消毒液の設置
- ・ 器具等の定期的な消毒（消毒用アルコール等による拭き取り）など

3 周知方法

○本庁で体制を整備済みの消毒班等（20名）が各クラブ等に赴き、感染防止対策の説明と指導を実施

※市町村が設置・管理しているスポーツセンター等は、市町村へ感染防止の周知を依頼

○ホームページに上記チラシを掲載

4 開始時期

令和2年2月29日（土）から

危機管理局の対応

○即応体制の強化

・土曜日、日曜日の即応できる体制とする。

- ① 防災当直(2名)に加え、正職員1名を配置し、情報収集体制を強化
 - ② 緊急な会議の開催に備え、各部局に対して緊急登庁できる者の指定を依頼済
- ・夜間については、緊急な対応が必要になった場合は、待機班が緊急参集できる体制を構築済

○県民への情報提供

・令和新時代創造本部、福祉保健部と連携し、各種情報媒体により県民への迅速かつ正確な情報提供を実施

県ホームページ、あんしんトリピーメール、あんしんトリピーなび、とりったー、モバイル・携帯電話向けサイト

○WEB会議システムの運用体制の構築

・事態の進展に応じて、非接触型会議が開催できるよう運用体制を構築

交流人口拡大本部の対応等

項目	対策内容
観光・宿泊施設、渡航者等への情報提供(注意喚起)	<p>(1) 県内の観光施設、宿泊施設、旅行会社等への注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な予防策(マスク、手洗い等による感染対策) ・外国人観光客の受入れ等にあたり、咳や発熱等の症状がある場合の対応 ・発熱時の相談窓口及び疑い患者の受入れ体制 <p>(2) パスポート交付窓口(県庁、中部、西部)及び旅行会社販売窓口でのチラシによる注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生地域への渡航自粛、渡航時の注意事項 等 <p>(3) 空港でのチラシによる注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡航時の注意事項、咳や発熱等の症状がある場合の対応 <p>⇒ 県内での患者発生等新たな局面に移行した場合、上記の関係機関に対して、適切な対応を講じるよう再度依頼し、万全の体制で取り組んでいく。</p>
県内の観光イベント等への対応	<p>(1) イベント等の実施にあたっては、感染防止拡大の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ判断いただくよう、観光連盟から会員(企業・市町村等)に周知を行った。</p> <p>(2) 中止情報は、とりネットトップページ及び観光連盟HPで周知する。</p>
国際定期便等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・米子～上海便(欠航2/11～4/21)、米子～香港便(欠航2/18～3/28) ・台湾チャーター運航中止(エバー航空3/23～4/8、中華航空3/28～4/5)¹⁶

地域づくり推進部の対応等

項目

対策内容

公共交通機関に係る対応状況

〔新型コロナウイルスへの対応の現状〕

○交通事業者において、乗務員や窓口業務等でのマスク着用、咳エチケット、うがい・手洗いなど感染予防策を徹底するとともに、県が作成し配布した外国人向け啓発チラシにより、駅構内やバス車内に掲示するなどして乗客への注意喚起を実施。一部の交通事業者（タクシー、バス）では車両消毒も実施中。

⇒当面、マスク、消毒液等は備蓄などにより対応可能。

〔今後、新型コロナウイルスが拡大した場合の県の対応〕

○国内外の各地域における新型コロナウイルス患者の発生状況、感染予防策、政府の対策等の情報を必要に応じて交通事業者にFAX又は電子メールで情報提供。

⇒感染拡大の状況を踏まえながら、施設設備の消毒等感染防止措置の要請も検討。

県民向けの注意喚起など感染対策の徹底

○県庁総合受付、東部庁舎や所管の体育文化施設において、手指消毒薬や案内表示を設置するなどして、来所者への注意喚起を実施。

○県庁総合窓口での県民の方からの問い合わせに対応。

⇒各保健所発熱相談窓口を案内するとともに、感染症情報が得られるとりネット特設サイトを案内。